



市川市告示第 25 / 号

石川県の一部の地域における市税の申告等の期限の指定について

市川市税条例（昭和29年市川市条例第12号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、富山県及び石川県における市税の申告等の期限を延長する件（市川市告示第16号）において別途市川市告示で定めることとしている期日のうち、次に掲げる指定地域に住所を有する個人又は事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについて、令和7年10月31日とする。

令和7年10月9日

市川市長 田中 甲



都道府県名	指 定 地 域
石 川 県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町